

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年11月14日京都市条例第15号）（環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課）

本市が定期的に収集する特定資源ごみの種別のうち、プラスチック製の容器包装をプラスチック使用製品に拡大する等の必要があるため、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第15号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第37条中「ペットボトル」の右に「、プラスチック使用製品（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第2条第1項に規定するプラスチック使用製品をいう。以下同じ。）」を加える。

第41条第1項第1号中「プラスチック製の容器包装」を「プラスチック使用製品」に改める。

別表第1備考1中「並びにプラスチック製の容器包装」を「及びプラスチック使用製品」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課)